

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和5年4月版）	改定前（令和3年2月版）
<p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年4月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業設計業務共通仕様書 目次 第1章 総 則（第1-1条～1-39条）・・・P.<u>3</u>～<u>13</u> 第2章 設計業務（第2-1条～7条）・・・P.<u>14</u>～<u>16</u></p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 適用 ～ 第1-6条 監督職員 〔略〕</p> <p>第1-7条 管理技術者 1～2 〔略〕 3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4～8 〔略〕</p> <p>第1-8条 照査技術者及び照査の実施 1 〔略〕 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年2月</u></p> <p style="text-align: center;">長崎県農林部農村整備課</p> <p>農業農村整備事業設計業務共通仕様書 目次 第1章 総 則（第1-1条～1-39条）・・・P.<u>1</u>～<u>11</u> 第2章 設計業務（第2-1条～7条）・・・P.<u>12</u>～<u>14</u></p> <p style="text-align: center;">農業農村整備事業設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1-1条 適用 ～ 第1-6条 監督職員 〔略〕</p> <p>第1-7条 管理技術者 1～2 〔略〕 3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>4～8 〔略〕</p> <p>第1-8条 照査技術者及び照査の実施 1 〔略〕 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する部門）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>

農業農村整備事業業務等共通仕様書の新旧対照表

改定後（令和5年4月版）	改定前（令和3年2月版）
<p>3～6 〔略〕</p> <p>第1～9条 提出書類 ～ 第1～39条 保険加入の義務 〔略〕</p> <p>第2章 設計業務 〔略〕</p>	<p>3～6 〔略〕</p> <p>第1～9条 提出書類 ～ 第1～39条 保険加入の義務 〔略〕</p> <p>第2章 設計業務 〔略〕</p>